

○小布施町有害獣防除対策事業補助金交付要綱

令和 7 年 2 月 17 日

小布施町告示 第 12 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生動物による農作物等の被害を最小限に食い止め農業生産を維持することを目的に、農業者が行う防除対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防除対策」とは、農業者が行う、獣類被害防止用の簡易な防護壁、防護柵、防護網、電気柵物理柵（以下「防除対策用物品」という。）の農地への設置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する法人又は個人であって、農業委員会の農地台帳に登録され、耕作している者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 防除対策用物品の設置作業及び設置後の管理等を定期的に行い、防除対策用物品の効果を最大限発揮できるように努める者
- (4) この補助金の交付申請は、年度内で1世帯（法人）につき1度のみとする。

2 前項に規定するもののほか、防除対策用物品の設置に対し、町長が適当と認める者。
(経費及び補助率等)

第4条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率及び補助金限度額
防除対策用物品の設置に係る経費	防除対策用物品の設置に係る経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする集落又は農業者（以下「申請者」という。）は、防除対策用物品購入前に、小布施町有害獣防除対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 見積書
- (3) 事業実施予定場所状況写真
- (4) 設置物品の詳細が分かる書類（商品のカタログ等）
- (5) 耕作証明書（設置場所が町外の場合）

2 申請者が前項の補助金交付申請内容を変更する場合は、小布施町有害獣防除対策事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ適否を決定し、小布施町有

害獣防除対策事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金額の確定等）

第7条 申請者は防除対策が完了した場合は、小布施町有害獣防除対策事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- （1） 設置物品の領収書
- （2） 設置完了写真
- （3） その他必要とする書類

2 町長は、前項の報告書により完了検査を実施して、補助金額を確定するものとする。

3 申請者は、前項の補助金額の確定に基づき、小布施町有害獣防除対策事業補助金請求書（様式第5号）を町長あてに提出しなければならない。

（管理）

第8条 申請者は防除対策後、当該防除対策用物品を5年以上善良に管理しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年2月17日から施行し、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。